



ダーバン会議報告会

京都議定書第2約束期間と 新たな法的枠組みの合意について

2012年1月10日(火)

WWFジャパン

気候変動・エネルギー プロジェクトリーダー

小西雅子



これまでの気候変動交渉

1992年 国連気候変動枠組条約 採択

初めての温暖化防止条約、しかし行動は自主的

1997年 京都議定書 採択

初めての法的拘束力のある削減目標を持った条約、
米が離脱

2005年 京都議定書発効 モントリオール会議

第2約束期間の議論の場(AWGKP)と、米中を入れた対話が
発足

2007年 バリ行動計画

初めて米中を巻き込む次期枠組みの議論の場(AWGLCA)が
発足

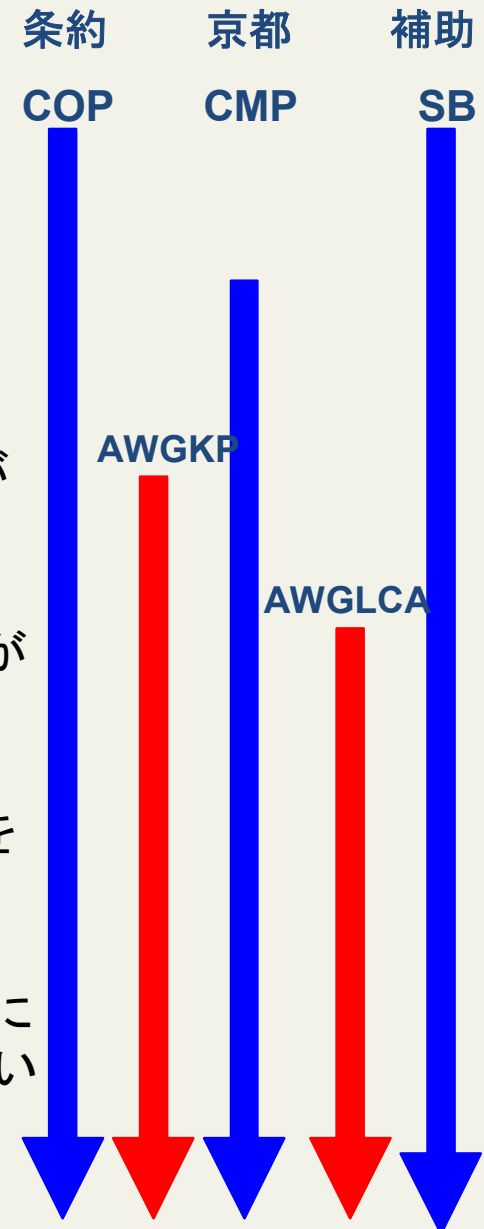
2009年 コペンハーゲン合意

はじめて米を含む先進国、多くの途上国の削減目標/行動を
明記したが、COP決定に至らず「留意」に留まった政治合意

2010年 カンクン合意

コペンハーゲン合意に基づいて削減目標/行動を国連文書に
まとめ、測定・報告・検証のルールや緑の気候基金設立につい
てCOP決定された

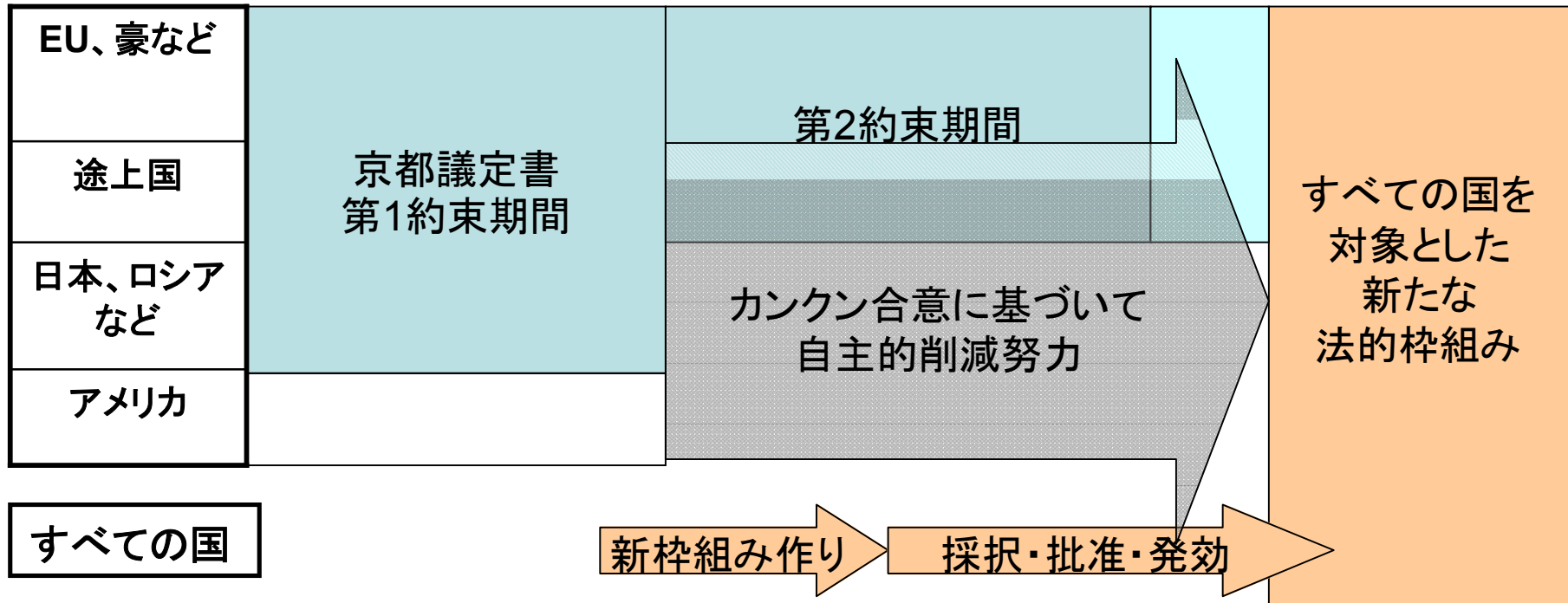
2011年 ダーバン会議



ダーバン・パッケージ

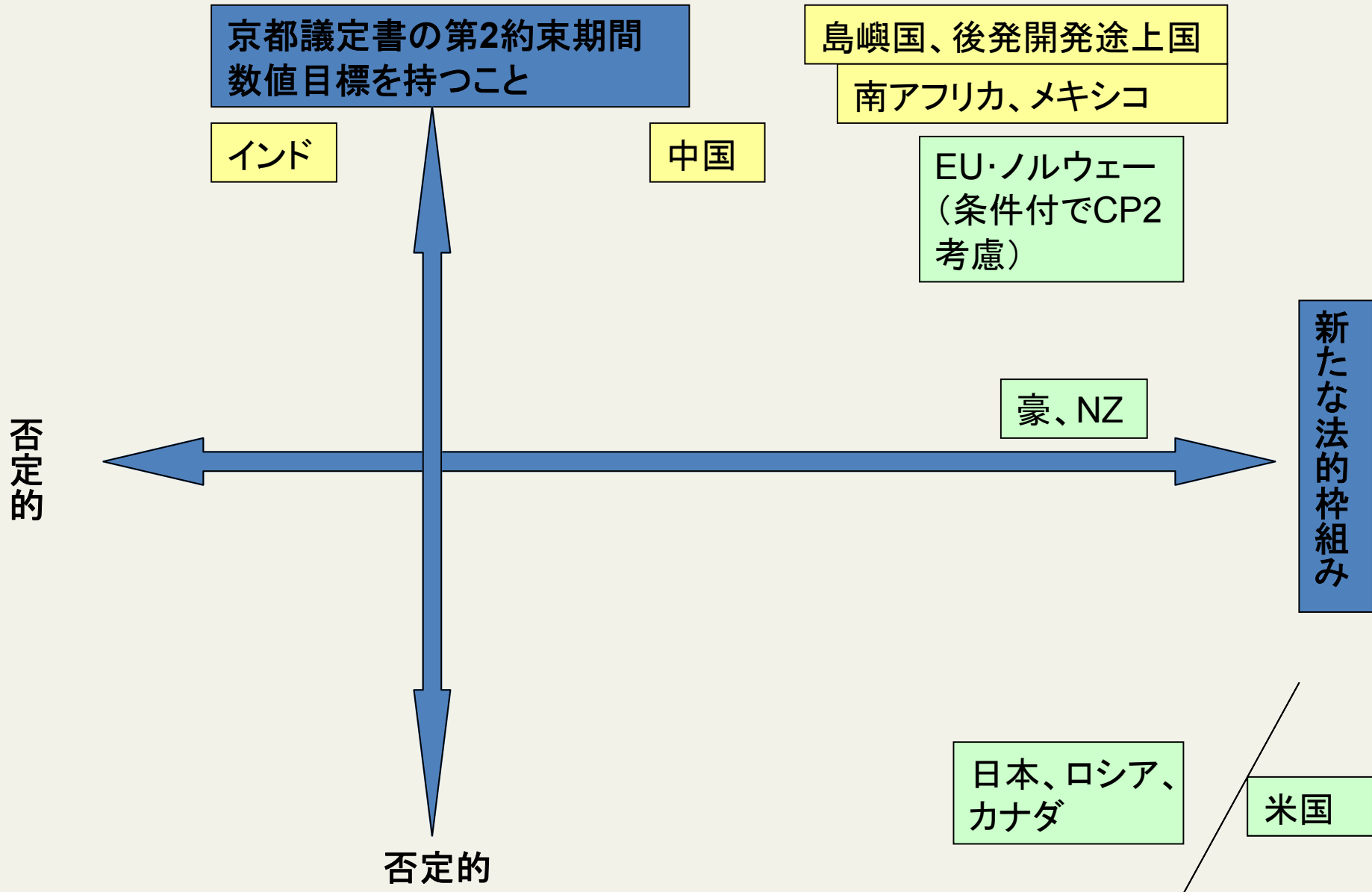
1. 京都議定書第2約束期間
2. すべての国を対象とする法的枠組みを2015年に採択
3. 緑の気候基金
4. カンクン合意(測定・報告・検証制度や適応など)の実施

2011 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22





各国のポジション





途上国は強く京都議定書CP2を求め、拒否する日・露・加で交渉は膠着

新興国は法的枠組みを警戒
米は新興国と米国に同じ法的性格を要求





「すべての国を対象とした新法的枠組み」のために、
京都議定書に残ることを梃子に戦うEU



©Leila Meid, IISD



中国の動き



©Leila Meid, IISD



EU・小島嶼国・後発開発途上国が合同声明発表 「先進国CP2 & 新興国法的枠組み合意」促す



©Leila Meid, IISD



EUを攻撃するベネズエラ しかし小島嶼国、後発開発途上国らが次々援護





「衡平性」が入らなければ “法的”性格を弱める言葉をと主張したインド



©Leila Meid, IISD



南アフリカ議長の提案で、会議中断しての EUとインドの話し合い





新たな法的枠組みへの約束合意！



All photos copyright to Leila Meid, IISD

<http://www.iisd.ca/climate/cop17/>



法的文書を目指す交渉における” 法的“言語の変遷

- A legal framework (2011/12/9 08:00)= 弱い法的表現
 - A Protocol or another legal instrument (2011/12/9 23:00) = 京都議定書を産んだベルリンマンデートと同じ言葉
 - A protocol, another legal instrument or a legal outcome = 弱い表現が追加
 - A protocol, another legal instrument or an agreed outcome with legal force = EUの解釈では法的拘束力がある枠組みへの合意
- 実際の“法的”拘束力の強弱については専門家の間でも意見が分かれる。しかし”すべての国を対象とした法的枠組み“の合意がされたとの解釈が優勢。



1) 京都議定書の第2約束期間

- 対象はEUとスイス、ノルウェー、それに他のヨーロッパ諸国
- オーストラリアとニュージーランドは数値目標提出準備中
- 日本とロシアは数値目標提出拒否
- カナダは12月12日に京都議定書離脱を宣言
- アメリカは名前はあがるが数値目標欄は白紙

- 第2約束期間の長さについて、EU及び島嶼国、後発開発途上国は、5年を主張したが、新興国やアメリカなどの抵抗で8年も残った。5年か8年かCOP18で決められる
- 対象ガス追加され7ガスに
- CDMなど京都メカニズムは京都議定書数値目標なしの国々が活用可能かどうかは曖昧なまま



2) 次期枠組みプロセスの立ち上がり: 強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム ホーム特別作業部会の設立

- 次期法的枠組みを2015年に採択、発効し、2020年以降に実施される。
- そのための作業部会を立ち上げる。
- ギャップの認識: 全体としての削減目標レベルが、産業革命前に比べて1.5度/2度未満に抑えるためには重大なギャップがあり、それを引き上げなければならない。そのプロセスの作業計画を作ること



削減目標引き上げの議論は全く進まず

カンクン合意に提出した各国の自主目標

アメリカ	17%【2005年比】
EU	20～30%（他の先進国が同等の義務、及び途上国が適切な貢献をする場合）【1990年比】
オーストラリア	5～15～25%（450ppmで安定化できるレベルに世界が合意する場合）【2000年比】
日本	25%（すべての主要経済国が公平で効果的な国際枠組みの下で野心的な目標を持つ場合）【1990年比】
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出量原単位40～45%【2005年比】
インド	GDP当たりの排出量原単位20～25%【2005年比】
ブラジル	BAU（対策を行わないケース）より36.1～38.9%
南アフリカ	BAUより34%

注：目標提出した約140カ国すべての削減量を積み上げても、2℃未満の達成レベルには届かない。

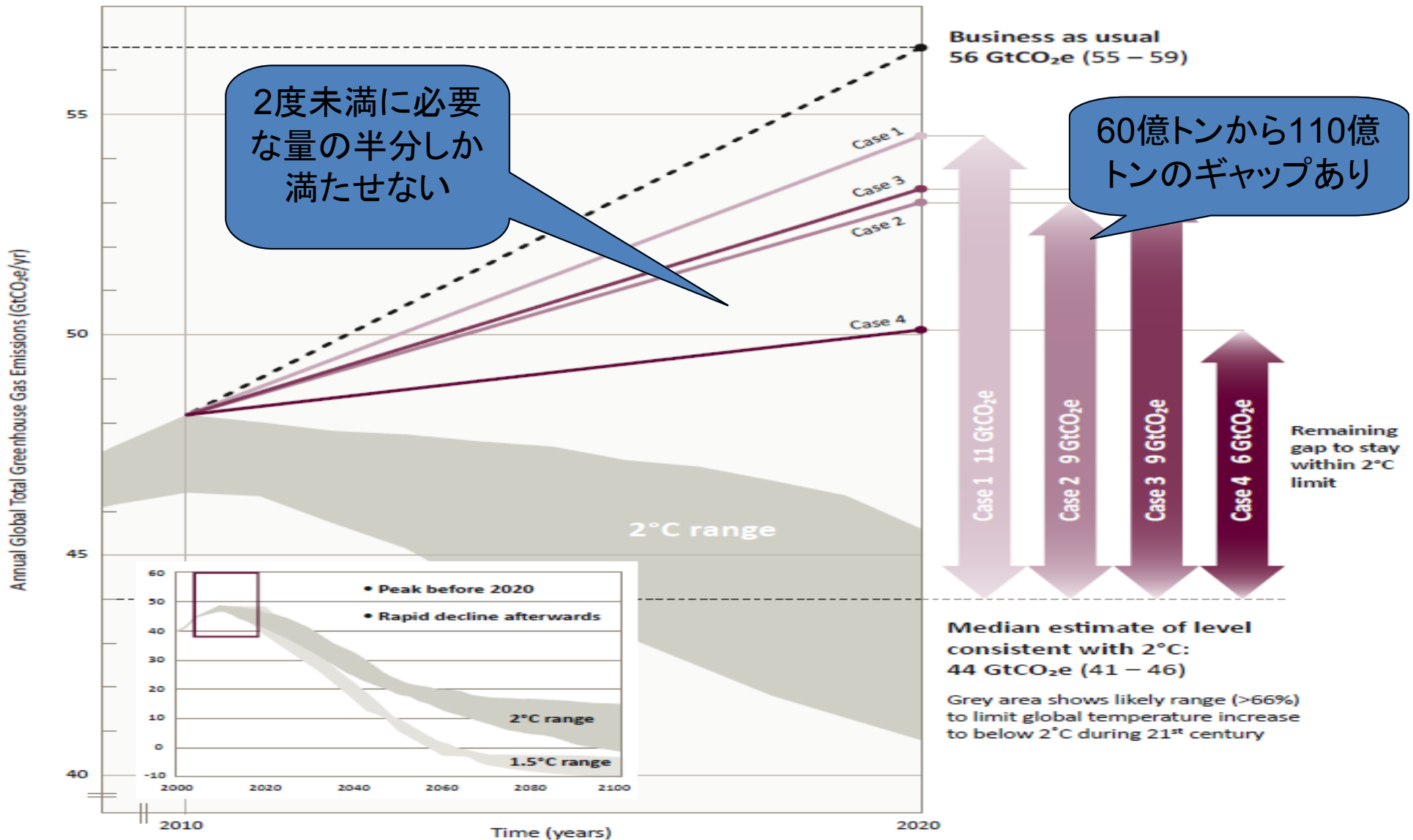
（UNFCCCより作成）

3℃以上の気温上昇になると予測する研究報告もある。



UNEPのギャップレポート (2011年11月発表)

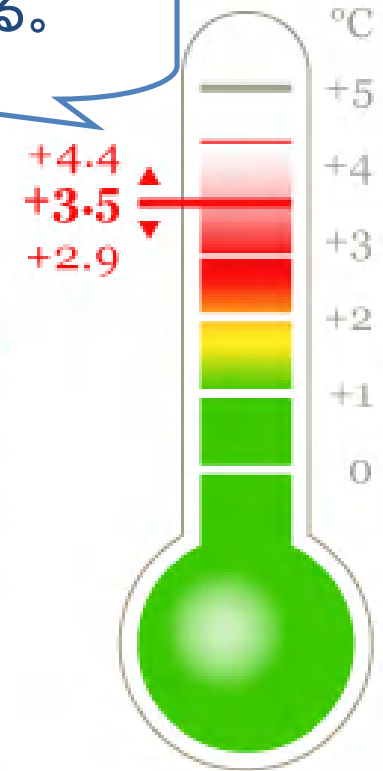
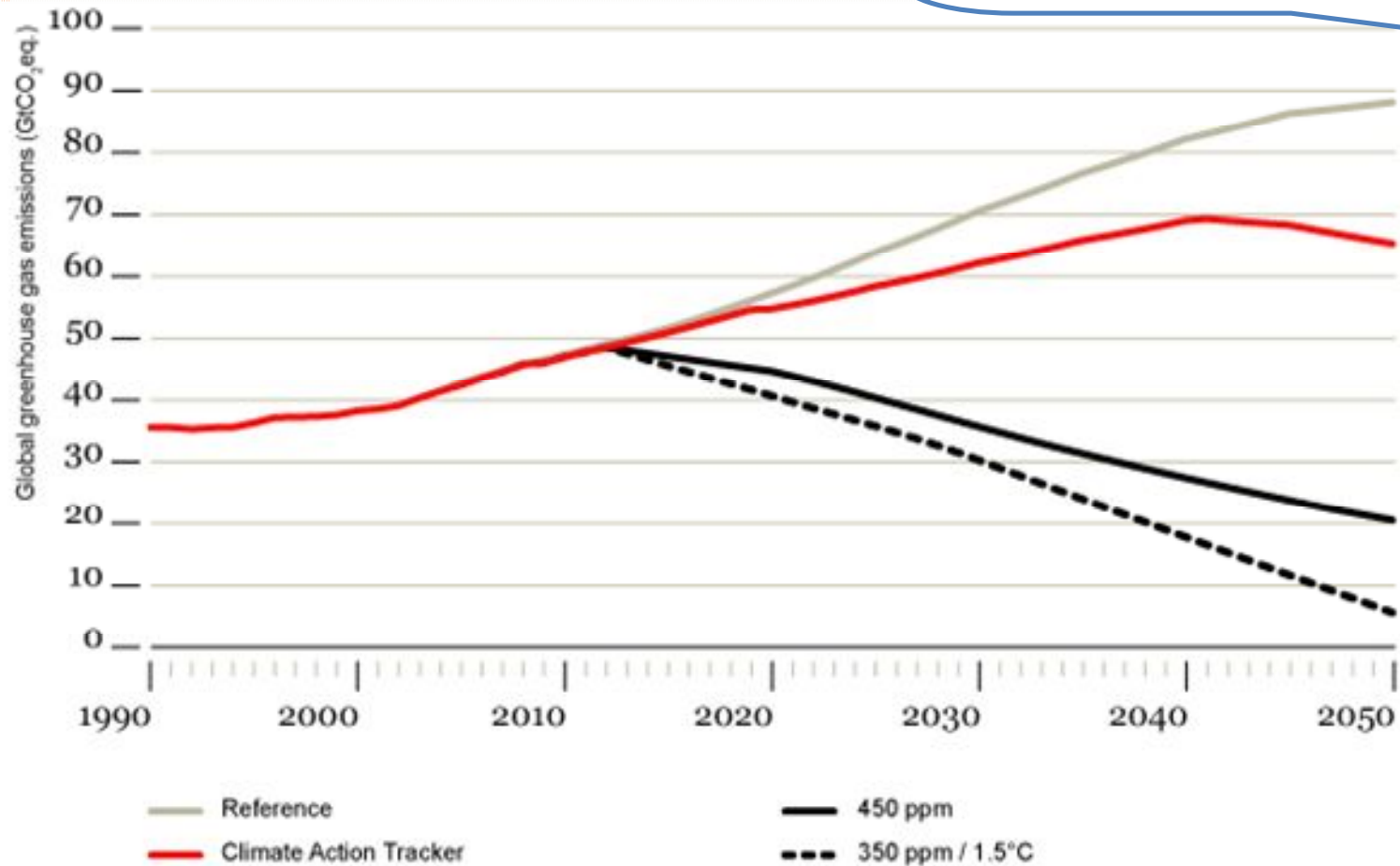
The emissions gap





しかし、2度未満に抑えるには程遠い目標・・・

2100年には、2.9度から4.4度の
気温上昇が予測される。





温暖化交渉で存在感を増していく 新興国



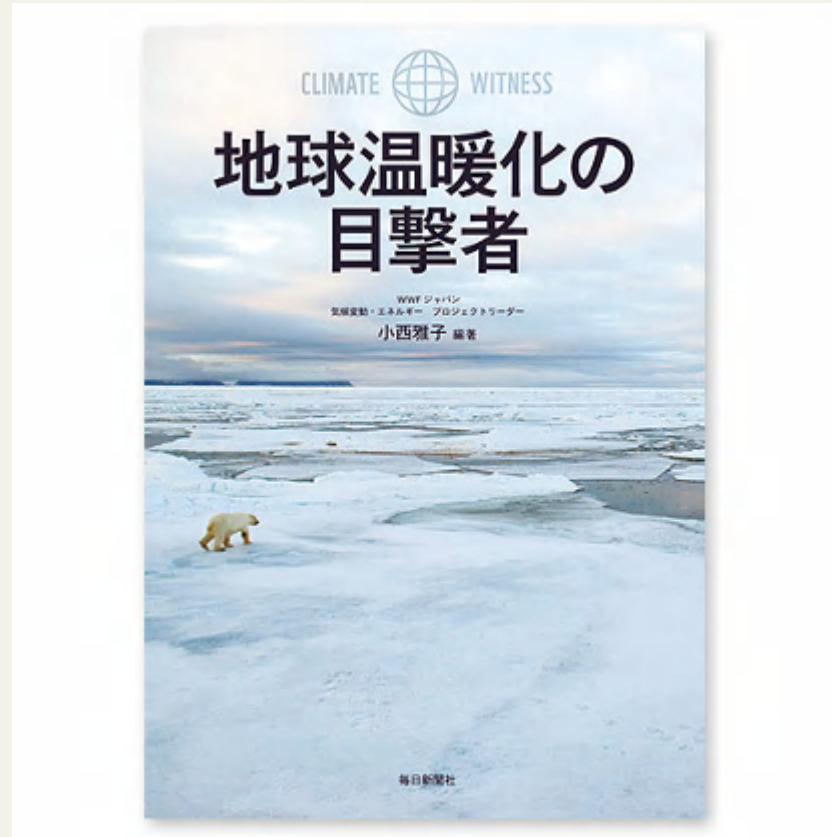
©Leila Meid, IISD



一方、日本は？？？



世界に広がる温暖化の影響を 豊富な写真とともに解説！



『地球温暖化の目撃者』

小西雅子・編著

毎日新聞社

<http://books.mainichi.co.jp/2011/09/post-9d4e.html>